

## 葉山町地域福祉推進プランのパブリックコメントの実施結果について

No.	ページ	いただいた意見	町の対応
1	11	「葉山町地域福祉推進プラン」は、福祉に関する基幹計画と位置づけられているのが明確になっていない。	<p>「葉山町地域福祉推進プラン」は、社会福祉法第 107 条に定める行政計画である「地域福祉計画」と、地域福祉に関する住民等の行動計画である地域福祉活動計画を併せる形で策定するものですが、本計画と既存の高齢者、障害者、児童などの福祉分野の行政計画との関係では、本計画はご意見にありました福祉分野の基幹的な計画という位置づけではなく、あくまでも既存の福祉関係の計画の中の住民主体の取り組みにより解決すべき福祉課題に対する計画という位置づけであると考えています。</p> <p>従いまして、福祉分野の計画における本計画の位置づけとしては、計画案 11 ページ 2 各種福祉計画との連動に記載のとおり、既存の各分野の福祉計画に共通の地域に関する部分をつなぐという位置づけが適当と考えます。</p>
2	—	<p>葉山町では、平成 13 年度に葉山町社会福祉協議会で「第 1 次葉山町地域福祉活動計画」が策定され、遅れること 12 年を経て葉山町が「葉山町地域福祉計画（第 1 期）」を策定したが、その内容はアンケート調査を行うのみでほとんど中身のなかった。</p> <p>この間、地域福祉について葉山町の計画はなかったのか。</p>	<p>葉山町における社会福祉法第 107 条に基づく地域福祉に関する計画につきましては、平成 25 年 3 月に平成 25 年度から平成 28 年度までの 4 か年を計画の期間として策定いたしました「葉山町地域福祉計画」がございます。</p> <p>町行政といたしましては、この間、当該計画に基づき、地域福祉を推進する役割を担う社会福祉協議会が円滑にその機能を果たすことができるよう、財政面を中心とした支援を行うなど、地域において町民自らが取り組む「共助」の福祉活動を支える取り組みを進めて参りました。</p>
3	3・17	<p>計画では「子どもも高齢者も、障害のある人もない人も、男性も女性も、日常生活を営む上で悩みや課題を抱えてしまうことがあります。」としていながら、「日常生活上の悩みや課題への対応は、まずは個人や家庭において解決し（自助）」として、まず、個人で解決することを求めている。深刻な「悩みや課題を抱えてしまう」人たちは「悩みや課題への対応」を分類できずに、自己完結しようと最悪の結果になっている例が多くみられる。その際に、行政の答弁は「なぜ早く相談してくれなかったのか」が決まり文句である。であるなら、なぜ計画に「日常生活上の悩みや課題への対応は、まずは個人や家庭において解決」と「自助」を第一にあげているのか理解できない。P 17 では「現状と課題」として「孤立を防ぐ」取り組みについて示されていますが、あえて、「自助」「共助」「公助」などと区切るべきではないと思われ、文章の削除を求める。</p>	<p>本計画で定める地域福祉においては、上位計画である第四次葉山町総合計画基本構想の計画の基本姿勢に記載の「地域の課題解決のためには「自助・共助・公助」の 3 つが適切に機能することが大切である」という理念の理解が特に重要なものと考えます。</p> <p>今後、地域福祉を進めていくうえでは、町民と行政が適切な役割分担のもと、お互いができることを行い、できないことを補い合う「補完性の原則」を尊重した協働によるまちづくりを進めていく必要があることから、ご指摘いただいた部分の記載は必要なものと考えます。</p>
4	4	<p>「地域福祉の担い手と期待される役割」として、「葉山町行政は地域福祉の状況を把握し、住民主体の福祉活動が円滑に進むように福祉環境の整備を中心に地域住民などや社会福祉協議会の活動を支援していく」としているが、何割の町職員が地域で、このような活動を行っているのか、葉山町の行政の自己点検がまず必要ではないか。</p>	<p>ご意見の記載部分は、地域福祉を進めていくにあたり、町行政が地域福祉の担い手として期待される役割を記載させていただいたものです。</p> <p>現在、地域福祉に関する事項については、町福祉部福祉課において所管しており、担当職員は地域福祉活動を実践している町内会・自治会の福祉部、小地域福祉活動推進組織の会議やボランティア団体の活動に積極的に参加するとともに、相談対応、情報提供、調整、助言等を行いながら連携を図っているところでございます。今後もこうした連携を通じて把握した状況を踏まえ、地域における福祉環境整備に関する支援のあり方、優先順位の検討などを進めて参ります。</p>

No.	ページ	いただいた意見	町の対応
5	24	<p>交通バリアフリーとして、具体的な事業まであげているが、課題解決のために行政が行う事はどの部分なのか。協働としてどこまで請け負ってくれるのか。</p> <p>どの自治体でも、葉山町が挙げた現状「高齢者が多く山坂が多い。身体機能低下などの理由で社会参加が出来ない。生活が孤立する」と同じ悩みを持っている。しかし、多くの自治体でコミュニティーバス等を走らせている。</p> <p>他の自治体のように、この課題解決のためには行政が先に立ち、細かい部分を小地域福祉活動推進組織や、市民活動団体に担ってもらわなければならない。中心が小地域福祉活動推進組織や、市民活動団体としているのは、問題を軽視しすぎである。</p>	<p>交通施策の検討、改善については、行政が主体となって進めるべきとのご指摘ですが、本計画における「交通バリアフリー」につきましては、「取り組みの方向」でお示ししたとおり、高齢等による身体機能の低下や、経済的な理由などで外出が困難となることで生じる社会的孤立を防ぐために、公共交通機関（タクシーを含む）を補完するための地域における住民主体の送迎サービスの充実という極めて狭義での移動支援を考えています。</p> <p>本計画の見出しから、あたかも公共交通を含む町全体の交通におけるバリアフリーを検討するかのように見受けられることから、一部記載内容の修正を検討いたします。</p> <p>なお、その他のご意見等につきましては、町全体の交通施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
6	25	<p>交通問題解決の為なら、無償送迎サービスとならなくても、一定の負担は町民の方は納得するはず。なぜ無償と位置付けているのか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正を検討いたします。</p>
7	46	<p>地域福祉推進プランに挙げられた現状と課題を解決するために、具体的に事業内容がかかかれているが、実施計画の様なしっかりとした計画として明記されていないため、計画の進行管理としていくら「葉山町地域福祉推進プラン推進委員会」を設置しても進捗状況や確認、中間での評価が出来ないのでは。このプランに基づく実施計画はあるのか。なければ策定するのか。</p>	<p>本計画に基づく具体的な事業内容の進捗状況や確認、中間での評価を行うためには実施計画を策定する必要があると考えるが、策定の予定はあるのかとのお尋ねですが、本計画中の具体的な取り組みの多くは住民等の行動計画といった位置付けとなります。町行政としては、こうした住民主体の地域福祉が円滑に進められるよう支援を行う役割を担うこととなります。こうした本計画の性質を踏まえると、実施計画を策定することは適当でないと考えており、現時点で町行政としては策定する予定はありません。</p>
8	—	<p>この推進プランを策定するため、策定委員から多くの悩み、問題点を伺っている。問題点課題を聞くのは、プラン策定に役立てるためだけなのか。このプラン策定と同時進行で、委員の悩み、問題を解決のため、行政は動いているのか。</p>	<p>ご意見にある策定委員からの悩み、問題の具体が不明ですので、お尋ねについて明確なお答えはできませんのでご了承ください。</p>
9	11・1・2	<p>市町村が策定する地域福祉計画は、平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により社会福祉法に新たに規定されたものであるが、当町では、平成25年3月に漸く策定された。これは、葉山町社会福祉協議会が平成13年度に策定した「葉山町地域福祉活動計画」から遅れること実に11年ということになる。</p> <p>今般、「葉山町地域福祉計画」の見直しに当たり、「葉山町地域福祉活動計画」と一体の計画としたことについて。</p> <p>社会福祉法第107条による地域福祉計画は町が葉山町高齢者福祉計画等町の個別福祉計画を含む、住民参加のもと策定する町福祉施策の総合的な計画と考えるが、その視点が欠落しているのではないかと。そのため町の役割が非常に薄く、分かりにくい。決して十分とは言えないが、前計画では、個別計画についても触れていた。</p> <p>一方、「葉山町地域福祉活動計画」は、住民や団体等が協力し合いながら、地域福祉の推進をはかるための活動計画であり、深く連携するものではあるが、それぞれ役割の異なるものではないかと。</p>	<p>「地域福祉計画は町が葉山町高齢者福祉計画等町の個別福祉計画を含む、住民参加のもと策定する町福祉施策の総合的な計画と考えるが、その視点が欠落しているのではないかと。」のご指摘につきましては、No.1の町の対応からお読み取りください。</p> <p>また、「『葉山町地域福祉活動計画』は、住民や団体等が協力し合いながら、地域福祉の推進をはかるための活動計画であり、深く連携するものではあるが、それぞれ役割の異なるものではないかと。」のご指摘につきましては、本町では今後の地域福祉を進めていくうえで、この2つの計画を一体的に策定することにより、民間が活動計画として策定していた地域福祉活動計画に記載していた具体的な事業について、これまで以上に実効性が高まることが期待できると考え今回の形といたしました。</p>

	ページ	いただいた意見	町の対応
10	－	<p>平成 25 年 3 月に策定した、「葉山町地域福祉計画」の実施状況・評価はどうであったか。本推進プランは、それを踏まえたものとなっているのか。</p>	<p>平成 25 年 3 月に策定した葉山町地域福祉計画（以降、「現計画」）では、地域福祉活動計画が別に定められていたため、具体的な地域福祉の行動計画は盛り込まれてはならず、町民意向調査の結果を中心として、主に町行政の地域福祉の担い手としての役割である住民等への支援について記載してあります。従って、今回の地域福祉活動計画と一体的に策定する本計画の内容とは大きくつくりが異なるため、実施状況や評価を行うことは困難なものと考えます。</p> <p>その一方で、現計画策定においては、計画期間満了による改定時には、地域福祉活動計画との一体的策定を行うことを念頭に計画期間を定めており、現計画が本計画策定へのアプローチ的な位置付けという意味において、意義ある計画であったものと考えています。</p>
11	－	<p>本推進プランを推進する上で必要な、実施計画の策定予定はあるのか。</p> <p>「V 地域の福祉課題の解決に向けた取り組み」中にある、「集いの場」「通いの場」づくり・「地域福祉館(仮称)整備や交通バリアフリー協議会によるガイドライン作りなどを具体化する上では、実施年度や財源確保等、実施計画が伴わなければ、「絵に描いた餅」になりかねないのではないか。</p>	<p>No.7 の町の対応からお読み取りください。</p>
12	－	<p>昨年実施された、各ワーキンググループの協議結果は？参考資料として、提示すべきでは。また、どのように計画に反映されているのか。</p>	<p>本計画の策定にあたっては、アンケート調査、ヒアリング調査、ワーキンググループの実施を行いました。その資料は相当の量となるため、これを資料集のような形でとりまとめる予定はございません。</p> <p>計画策定の第三者機関による検討の経過につきましては、本計画策定にかかる附属機関である葉山町地域福祉計画策定委員会の会議資料や議事録をご覧ください。</p>
13	－	<p>当プランは、階層関係の上部から「行政・社福・県の出先機関等」、「小地域福祉活動推進組織、民生委員、町内会、自治会、NPO 等の有償・無償の団体」、そして末端は「主地域コーディネーター等の活動担い手」となっているようです。</p> <p>システムが構築され、プランが有効に機能してはじめてプランが実現されたと認識すべきであることは言うまでもありませんが、機能するかどうかは末端の担い手にかかっているように思います。</p> <p>「計画の進行管理」で、特に地域福祉の末端にいる担い手となる人材の確保・育成については、「各地域に何人確保する」などの人数の計画設定や、担い手が働きやすい環境づくり、例えば階層関係の上部にいる組織・人材のフレキシブルな対応など、がカギを握るかと思えます。</p> <p>計画を実現する形として、全体像は良くできていると思いますので、実現に向けて進行管理、特に末端の担い手について、機能するよう取り組んで頂きたいと思えます。</p>	<p>ご意見につきましては、今後、地域福祉を進めていく上での参考とさせていただきます。</p> <p>なお、地域福祉を進める上では、ご意見の趣旨のとおりそれぞれの担い手が、期待される役割を全うすることが不可欠なものと考えております。</p>